

アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)
バンジュール議定書施行規則 2019
ARIPO 運営委員会 2018 年 11 月 23 日改正

目次

- 規則 1 定義
- 規則 2 登録要件、保護の独立
- 規則 3 分類
- 規則 4 出願要件
- 規則 5 出願及び送付手続
- 規則 5 の 2 標章の電子出願
- 規則 6 事務局による方式審査
- 規則 6 の 2 期間
- 規則 7 標章表示
- 規則 8 優先権
- 規則 9 事後指定
- 規則 10 手数料
- 規則 11 指定国による審査
- 規則 11 の 2 ARIPO 公報における出願公告
- 規則 12 登録の存続期間と更新
- 規則 13 登録事項の変更
- 規則 13 の 2 標章の回復
- 規則 14 実施許諾、譲渡、及びその他類似の権利の登録
- 規則 15 登録及び公告
- 規則 16 改正
- 規則 17 一般条項

附則 I 手数料

第 A 部： 締約国による手数料修正宣言

第 B 部： 手数料一覧

附則 II 様式(省略)

附則 III 商品及び役務の国際分類(省略)

規則 1 定義

本施行規則においては、文脈上別段の解釈を必要としない限り、

「標章」は、記号、名称、語、図案、ブランド、見出し、平面署名、文字、数字、又はそれらの組み合わせを含む。

「実施細則」とは、ARIPO 長官が規則 15:4 に基づき定めた実施細則を意味する。

「出願」とは、標章登録の出願を意味する。

「譲渡」とは、関連当事者の行為による移転を意味する。

「審判部」とは、1982 年 12 月 10 日ジンバブエのハラレで採択されたアフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) 枠組内の特許及び意匠に関する議定書第 4 条の 2 に基づき設置されている審判部を意味する。

「議定書」とは、1993 年 11 月 19 日ガンビアのバンジュールで採択されたアフリカ広域知的財産機関の枠組内の標章に関する議定書を意味する。

「締約国」とは、バンジュール議定書を遵守する加盟国を意味する。

「指定国」とは、規則 4 に基づき出願において指定された国を意味する。

「事務局」とは、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の事務局を意味する。

「パリ条約」とは、改正及び修正された 1883 年 3 月 20 日の「工業所有権の保護に関するパリ条約」を意味する。

「国際分類」とは、改正及び修正された、1957 年 6 月 15 日にニースで署名された、標章登録のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定により作成された分類を意味する。

「出願中標章」とは、登録出願の対象である標章を意味する。

「登録簿」とは、議定書及び本規定に基づき備えられる標章登録登記簿を意味する。

「登録標章」とは、実際に登録簿に登録されている標章を意味する。

「登録使用者」とは、規則 15:1 に基づき登録された者を意味する。

「移譲」とは、法律の効力による移転、死者の人格代表者への委譲、及び譲渡以外のあらゆる態様による移転を意味する。

規則 2 登録要件、保護の独立

出願、登録、又は更新がパリ条約第 6 条 5A(2) に定義される本国において無効とされることを理由として、標章の登録出願が拒絶されてはならず、あるいは、登録が無効とされてはならない。

規則 3 分類

3:1 ニース分類の複数の類に属する商品及び/又は役務が同一願書に含まれる場合、当該出願は一つの登録を受けるものとする。

3:2 しかしながら、いずれの指定国も、3:1 の規定にかかわらず、ニース分類の複数の類に属する商品及び/又は役務が同一願書に含まれる場合、当該出願について、2 又はそれ以上の登録をすることができる。ただし、各々の登録が、当該出願により生じる他の全ての登録と関連性を持つ場合に限る。

3:3 出願に含まれている各類の商品一覧については、最多で 50 語が許容される。50 語を超える追加の語に関しては、1 語当たりの所定の割増手数料が支払われるものとする。

規則 4 出願要件

4:1 様式 M1 による標章登録の出願は、以下を含むものとする。

- (a) 登録の請求
- (b) 出願人の名称及び住所
- (c) 登録が効力を持つことを求める 1 以上の締約国の指定
- (d) 標章表示の複製 4 部、及び、
- (e) 国際分類における 1 又は複数の類の指定を伴う標章登録の請求に関する商品又は役務の一覧

4:2 該当する場合、標章又は標章の特定部位の翻字又は翻訳を出願に添付するものとする。

規則 5 出願及び送付手続

5:1 標章の登録出願は、様式 M1 を用いて行うものとする。出願人が代理人である場合、出願とあわせて、又は出願日から 2 ヶ月以内に様式 M2 を用いて委任状を提出するものとする。

5:2 出願が規則 4 の前記出願要件を満たしていないと事務局が判断した場合、事務局は出願人に通知し、2 週間以内に、要件を満たすよう求めるものとする。この通知は様式 M 4C によって行う。出願人が所定期間内に要件を満たさなかった場合は、事務局はその出願を拒絶する。

5:3 出願が締約国の官庁に提出された場合、当該国は遅滞なく、その出願を事務局に送付するものとする。事務局への出願の送付は様式 M5 を使用して行われる。出願人に対しては、様式 M6 を使用して送付についての通知が行われる。

規則 5 の 2 標章の電子出願

5 の 2:1 標章は、施行細則の規定に従って電子的様式又は電子的手段による出願し及び手続することができる。ただし、ARIPO 事務局又は締約国の官庁は紙面による出願を許容しなければならない。

5 の 2:2 本規則は、実施細則の特別な規定に従うことを条件として、電子的様式又は電子的手段によってされる全ての出願に準用する。

5 の 2:3 実施細則は、全部又はその一部が電子的様式又は電子的手段で提出される出願の提出及び処理に関する条件及び要件を設定するものとする。当該条件および要件には、受領の確認に関する条件及び要件、出願日付与に関する手続、(用紙の)物質的要件、要件を満たさなかった場合の帰結、書類の署名、書類並びに事務局及び出願人と連絡する者についての認証手段が含まれるが、それらに限定されるものではない。。

5 の 2:4 締約国は電子的様式又は電子的手段によって提出された出願書類を受領し、処理する義務を負わないものとする。ただし、締約国が ARIPO 事務局に対し、実施細則の適用規定を満たしている、電子的様式又は電子的手段によって提出される出願書類を受領し、処理する用意がある旨を ARIPO 事務局に通知しているときは、その限りでない。

5 の 2:5 規則 5 の 2:4 に基づく通知を ARIPO 事務局に出している締約国は、実施細則の要件を満たしている、電子的様式又は電子的手段によって提出された出願の処理を拒絶することができない。

5 の 2:6 規則 5 の 2 は、全ての ARIPO 出願に関する他の提出手段による書類に準用する。

規則 6 事務局による方式審査

6:1 事務局は、出願の方式要件が条件を満たしているかを審査するものとする。事務局が、出願が方式要件を満たしていないと判断した場合、当該事務局はその旨を出願人に通知し、2月以内に係る要件を満たすよう要請するものとする。前述の通知は、様式 M4 を用いて行うものとする。出願人が指定期間内に係る要件を満たさない場合、当該事務局は出願を拒絶するものとする。

6:2 事務局が出願を拒絶する場合、出願人は拒絶日から3月以内に、その出願が何れかの締約国において、締約国の国内法による出願として取り扱われるよう請求することができる。出願の国内出願への変更請求は、様式 M7 を用いて行うものとする。

6:3 方式要件を満たしている出願は、事務局から指定国に対し、指定国の国内法による審査のために送付されるものとする。出願の送付は、様式 No. M8 によって行われる。出願人は上記様式によって指定国への当該送付を通知されるものとする。

規則 6 の 2 期間

6 の 2:1 議定書第 5 条の 2:1 にいう、出願人が事務局に対し当該事項の再審査を請求することができる所定の期間とは、ARIPO 事務局による出願拒絶の決定通知日から2月とする。

6 の 2:2 出願人は、事務局の決定通知日から3月以内に、事務局の決定に対し審判部へ審判を申し立てることができる。

規則 7 標章表示

7:1 標章表示は様式 M1 に添付するものとする。

7:2 文字、語、数字、又は句読記号で構成され、かつ特別な図形的特徴がない標章を請求する場合、前述の要素は当該様式の適切な余白に印字により複写することができる。その他平面標章の表示は、複写1部を当該様式の適切な余白に添付するものとする。

7:3 標章が立体標章である場合、議定書第 3:4 条に従い、出願にその旨を表示しなければならない。

7:4 標章表示は明瞭かつ色褪せしないものでなければならず、写真撮影、静電プロセス、光効果、マイクロフィルム、およびその他電子的方法による直接的な複製が可能でなければならない。

規則 8 優先権

8:1 協定国へ提出又は申請した先の出願の優先権利用を望む標章登録の出願人は、先の出願の出願日及び出願番号、出願人の氏名及び当該人又は前権利者が当該出願を提出した又は申請した国名を指定する申告書を、係る出願に添付するものとし、かつ、出願日から3月以内に、先の出願が提出された関係当局に真正であると証明された先の出願の複写を提出するものとする。

規則 9 事後指定

9:1 議定書第 9 条に規定される事後指定の出願は、様式 M3 を用いて行うものとし、所定の手数料の納付を要するものとする。

規則 10 手数料

10:1 登録出願には、所定の手数料の納付を要するものとする。出願、登録、更新およびこれらに付随するその他の事項に対し支払うべき手数料は、本施行規則の附則 I に記載する。

10:2 事務局及び出願において指定された国々の間での手数料の配分は、事務局に対して 50%、当該指定国に対して 50%とする。指定国と事務局間における手数料の配分は、配分することを選択した指定国に限り、適用されるものとする。

10:3 何れの指定国も、バンジュール議定書に基づいて行われる出願の各々に関して、及びそれによる登録の更新に関して、その国が、ARIPO 事務局によって課せられる手数料の配分ではなく、宣言書に記載された金額による手数料（以下、「個別手数料」という。）を受け取ることが希望する旨、宣言することができ、また、その手数料はその後の宣言によって変更することができる。

10:4 規則 10.3 による宣言をする、又は宣言をした締約国は、支払いを要求する個別手数料について長官に通知しなければならない、

10:5 締約国が受け取る個別手数料は、当該締約国が国内出願に関して権利を有する金額を超えることができない。

規則 11 指定国による審査

11:1 議定書第 6 条の規定に基づく審査の目的をもって、書面による通知が指定国によって行われるものとし、その様式は、該当する事情に応じて、様式 M.9 又は様式 M.9B によるものとする。

11:2 出願人は通知の日から 2 月以内に、上記 11.1 で言及した通知に対し、様式 M.9C を使用して応答することができる。

11:3 指定国は上記 11.2 において言及した通知に対し、通知の日から 2 月以内に応答しなければならない、応答しないときは、ARIPO はその標章の登録手続を進めるものとする。

規則 11 の 2 ARIPO 公報における出願公告

11 の 2 : 1 標章の登録出願が何れかの指定国によって受理されるか、又はその出願に関し、指定国の何れも議定書第 6:2 条 において言及した通知をしなかった場合は、事務局はできるだけ速やかに、その出願が 3 月の間、ARIPO の公報で公告されるようにしなければならない。

11 の 2:2 出願公告は下記情報を含むものとする。

- (a) 出願番号
- (b) 出願日
- (c) 標章が対象としている 1 以上の類又は商品若しくはサービス
- (d) 出願人の名称
- (e) 出願人が代理人を指定している場合は、代理人の名称
- (f) 1 以上の指定国
- (g) 標章の複製

規則 12 登録の存続期間と更新

12:1 標章登録の存続期間は、出願日から 10 年間とする。登録は、更新手数料を納付することにより、再度 10 年間、存続期間を更新することができる。

12:2 更新手数料は、最初の登録の期間満了日又は前回の登録更新の期間満了日より12月以内に支払うものとする。ただし、いずれの場合も、追加料金の納付により6月の猶予期間を認めるものとする。

規則13 登録事項の変更

13:1 移転、商品及び役務の一部又はいくつかの国への部分的譲渡、登録の取消し、またはいくつかの関連国における自発取消し、または商品及び役務の一覧の制限又は権利者の名称及び住所の変更などの、変更の登録申請は、様式M11を用い、日付の記載および出願人又はその代理人による署名がされた複写1部を提出するものとする。

13:2 変更の登録申請には、いかなる場合も

(a) 関連する標章の標章番号、及び

(b) 登録権者又は代理人の名称と住所を記載するものとする。

13:3 契約により権利の移転が生じる場合は、事務局は、変更の登録申請にその事実を記載し、かつ、次のうち一つを添付するよう要求することができる。

(a) 契約書の謄本。謄本は公証人又はその他権限のある公的機関により当該契約書の原本と一致していると認証されたものであること。

(b) 権利の移転を示す契約書の抄本。抄本は公証人又はその他権限ある公的機関により契約書の真正な抄本であると認証されたものであること。

(c) 登録名義人と新しい権利者双方により署名された、認証されていない譲渡証書。又は、

(d) 登録名義人と新しい権利者双方により署名された、認証されていない譲渡文書

13:4 申請は所定の手数料、または係る手数料支払いの保証を伴うものとする。

規則13の2 標章の回復

13の2:1 更新料不払いにより更新されず、失効し、登録簿から削除された標章登録は、権利者の請求により権利回復することができる。

13の2:2 更新料不払いにより登録簿から削除された標章の回復請求は、様式M15を用いて行うものとし、あわせて回復手数料を支払うものとする。係る請求は、標章が登録簿から削除されてから6月以内に行うものとする。

規則14 実施許諾、譲渡、及びその他類似の権利の登録

14:1 事務局は、議定書に基づき登録又は出願された標章に関連する譲渡、実施許諾、及びその他類似の権利を登録するものとする。

14:2 しかしながら、係る譲渡、実施許諾、登録使用者又はその他類似の権利が、締約国一カ国のみに影響する場合、係る権利の登録申請は、関連締約国の事務局又はARIPO事務局で行うことができる。係る権利の登録申請が締約国の事務局で行なわれる場合、当該事務局は、係る権利の登録後2月以内に、様式13を用いて、係る登録の詳細をARIPO事務局に通知するものとする。

14:3 譲渡、移譲又はその他の形式の移転登録は、様式M15を用いて行うものとする。実施許諾又はその他類似の権利の登録申請は、様式M16を用いて行い、登録使用者の登録申請は、様式M17を用いて行うものとする。

規則 15 登録及び公告

15:1 標章登録は登録簿に記録され、ARIPO 公報において標章が公開されることとする。各登録標章に関して、標章登録簿に記録される事項は、次の通りである。

- (a) 出願番号
- (b) 登録権者の名称及び住所
- (c) 代理人の名称及び住所
- (d) 登録日及び登録番号
- (e) 指定国
- (f) 上記に関する変更、かつ
- (g) 標章表示

15:2 標章に関する変更、登録の更新、実施許諾、譲渡、及びその他類似の権利の登録はすべて登録簿に記録され、公報に公告されるものとする。

15:3 出願人に様式 M12 を用いた登録証明書が発行され、当該証明書の複写一部が各指定国へ送付されるものとする。

規則 16 改正

16:1 本施行規則は、ARIPO 運営委員会の会期中、長官又は ARIPO 締約国の要請により改正することができる。

16:2 本施行規則の改正は、締約国の過半数により決定されるものとする。

16:3 本施行規則の改正は全て長官により締約国へ通知されるものとする。

規則 17 一般条項

17:1 議定書及び本施行規則に関する事項について、事務局と締約国の産業財産権庁との間で行なわれる通知は、直接、書留郵便により又はその他の安全な電子的通知手段により行うものとする。

17:2 議定書及び本施行規則に関する事項について、事務局と締約国の裁判所又はその他公的機関との間で行なわれる通知は、上記締約国の産業財産権庁の仲介によるものとする。

17:3 事務局で行なわれるいかなる手続きのいかなる段階においても、長官は必要とする書類、情報、または証拠を自身が決めた期間内に提供するように指示することができる。

17:4 議定書及び本施行規則が定めた、これらの下で行われるいかなる行為又はいかなる手続きを履行するための期間も、長官は、自身が適切であると判断した場合、自身が指示した期間まで延長することができ、係る延長は、係る行為又は係る手続きを履行するための期間がすでに経過した後であっても行うことができる。

17:5 長官は、本施行規則の適用に関する詳細を取り決める実施細則を定めることができる。ただし、当該実施細則は、バンジュール議定書及び本施行規則の規定に抵触しないものとする。

附則 I 手数料

第 A 部： 締約国による手数料修正宣言

本部は、締約国が宣言した時点で、当該宣言における個別手数料を反映するように修正されるものとする。

第 B 部： 手数料一覧

手数料は、下記表に示されているものと同じとする。

対応する事項又は手続き		手数料 (US \$)	様式
1.	代理人の承認(法定代理人の権限)		No. M2
2.	1標章の登録出願		No. M1
	(a) 紙出願	100.00	
	(b) 電子出願(20%減縮を含む)	80.00	
	(c) 1標章の場合		
	(I) 指定国毎に1分類	50.00	
	(ii) 指定国毎に追加分類毎に	10.00	
	(d) 追加標章の場合		
	(i) 指定国毎に1分類	50.00	
	(ii) 指定国毎に追加分類ごとに	10.00	
3.	事後指定、指定国ごとに	100.00	No. M3
4.	登録手数料		
	(i) 指定国毎に1分類	100.00	
	(ii) 指定国毎に追加分類ごとに	50.00	
5.	登録証明書		No. M12
6.	標章登録更新の申請		No. M10
	(i) 指定国毎に1分類	100.00	
	(ii) 指定国毎に追加分類毎に	50.00	
7.	期限切れ後更新の追加手数料		
	(i) 1分類	20% 追徴金	
	(ii) 追加分類毎	20% 追徴金	
8.	不使用による標章の登録簿からの削除、または登録事項修正の申請	20.00	
9.	代理人変更の申請	50.00	No. M11
10.	登録権者による登録されている標章の商品又は役務の削除申請、指定国ごとに	50.00	
11.	出願標章又は登録標章の誤り訂正又は変更の請求		No. M11

	(a) 指定国毎に1分類	50.00	
	(b) 指定国毎に追加分類毎	50.00	
12.	標章の回復、指定国毎に	100.00	No. M14
13.	登録使用者の登録申請		
	(i) 指定国毎に1分類	50.00	
	(ii) 指定国毎に追加分類毎	50.00	No. M17
14.	標章の登録権者及び登録使用者による登録使用者の登録変更申請		
	(i) 指定国毎に1分類	50.00	No. M11
	(ii) 指定国毎に追加分類毎	50.00	
15.	標章の登録権者及び登録使用者による登録使用者の登録取消し申請		
	(i) 指定国毎に1分類	50.00	No. M17
	(ii) 指定国毎に追加分類毎	50.00	
16.	登録簿記入の登記係認証謄本又は抄本交付の請求	30.00	No. M18
17.	登録簿の閲覧	20.00	
18.	譲渡、移譲又はその他の形式の移転登録		No. M15
	(i) 指定国ごと1分類	50.00	
	(ii) 指定国ごとに追加分類毎	50.00	
19.	実施権又はその他類似の権利登録のARIPOへの申請		
	(i) 指定国ごと1分類	50.00	No. M16
	(ii) 指定国ごと追加分類ごとに	50.00	
20.	国内出願への変更請求	50.00	No. M7
21.	ニース協定の最新商標分類に基づく標章の分類請求	50.00	
22.	調査手数料	50.00	
23.	期限延長請求(期限延長は行為履行の満了日から計算される)	50.00	No. M19
24.	出願に含まれている各類の商品一覧について、50語を超える場合の1語当たりの割増手数料	5.00(50語を超える1語毎)	

附則 II 様式(省略)

附則 III 商品及び役務の国際分類(省略)